

みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査事業
企画提案コンペにかかる質疑応答

（平成30年3月5日回答）

1	（該当箇所） 企画提案コンペ参加仕様書 3 企画提案コンペの参加要件 （1）参加者資格 ・平成27年度以降に標本数3,000人以上の郵送法のアンケート調査・分析の業務を履行した実績を有する者であること。
	（質問） 企業や団体等を対象とした標本数3,000以上のアンケートは実績の対象となるか。また、契約の相手方が公官庁以外（民間企業等）であっても実績の対象となるか。
	（回答） 郵送法であれば企業や団体等を対象としたアンケートであっても実績の対象となります。また、契約の相手方が民間企業等であっても実績の対象となります。

（平成30年3月12日回答）

2	（該当箇所） 業務委託仕様書 4（1）①（オ）県民調査 3,000人（目標回収率50%） 業務受託者は、平成30年6月初旬時点の選挙人名簿に基づき抽出するものとし、各市町選挙管理委員会への閲覧申請書の提出手続きをしたうえで、閲覧、抽出、転記、及び宛名ラベルの作成作業を行う。
	（質問） 各市町選挙管理委員会への閲覧申請書の提出手続きは受託者が行うが、各団体への県からの事前通知は行うのか。
	（回答） 県内29の各市町選挙管理委員会に対して、県から事前に連絡を行うとともに、文書の写を業務受託者にお渡しします。
3	（該当箇所） 業務委託仕様書 4（1）④送付用封筒の作成 業務受託者は、保護者調査及び一般県民調査の送付用封筒について、上記4（1）①に示した部数に学校や県の予備を含む部数を印刷すること。
	（質問） 仕様書4（1）⑥内、「保護者調査については、～学校に、調査票、返信用封筒、学校が三重県へ郵送するための送り状等を梱包し、発送」とありますが、送付用封筒は一般県民調査の他、保護者調査分の約3,200部も必要という認識でよいか。
	（回答） 保護者調査分の送付用封筒も必要です。

4	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (1) ⑥調査票等の発送 子どもを対象とした調査と保護者調査については、業務受託者が調査の対象となる学校に、調査票、返信用封筒、学校が三重県へ郵送するための送り状等を梱包し、発送する。
	(質問) (1) 調査対象となる学校への発送方法の指定はあるか。(日本郵便のゆうパックなど) (2) 「学校が三重県へ郵送するための送り状等」、「調査依頼文」は県で用意するのか。
	(回答) (1) 学校への発送方法について指定はありませんが、発送したことを証明する書類の写しを提出していただく必要があります。なお、学校から県へ返送する際は郵送(日本郵便のゆうパックなど)とします。 (2) 「学校が三重県へ郵送するための送り状等」は業務受託者が用意していただきますが、「調査依頼文」は県で作成します。
5	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (1) ⑦調査協力依頼ハガキの印刷及び発送 県民調査については、調査票発送後2週間経過時(平成30年8月2日頃)に、調査対象者全員に対して調査協力依頼ハガキを送付する。
	(質問) ハガキを発送しない調査対象者の抜き取り作業のため、ハガキについては通し番号を付けることは可能か。
	(回答) 調査対象者が、個人を特定されているとの疑念を抱くことのないよう、通し番号を付すことは不可とします。
6	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (3) ①市町担当者会議資料 業務受託者は、市町の担当者に分かりやすく伝えられるような会議資料(案)を平成30年9月28日までに提案し、県と協議の上、平成30年10月19日までに確定させ、120部を印刷(白黒、A4サイズ)すること。
	(質問) 会議資料は何ページ程度のものを想定されているか。
	(回答) 現段階で具体的なページ数は確定することはできませんが、市町における子どもの育ちや子育て家庭を応援する取組の参考となるように意識調査の集計結果や統計データ等を還元するという趣旨から、相当数のページになることが想定されます。

7	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (3) ②県民等ヒアリング 上記 (1) の意識調査の集計結果の速報や上記 (2) で整理した統計データ等に基づき、県民や子育て団体、NPO、企業等からヒアリング等を行い、意見等をまとめること。ヒアリング対象は最低 45 人以上、少なくとも 3 回に分けて行うこととし、業務受託者は募集から実施まで行うこと。
	(質問) (1) 対象者が県民や子育て団体、NPO、企業等となっているが、” 45 人以上” の条件を満たせば、対象者が企業のみ、企業と団体のみとなることも可能か。 (2) 県民に対するヒアリング方法として、web 調査は可能か。 (3) 業務受託者は募集から実施まで行うこととあるが、訪問ではなく、会場を設けてヒアリングを行うことか。
	(回答) (1) 可能です。 (2) 意識調査の集計結果や統計データ等に基づいたヒアリングであれば、可能です。 (3) 上記 (2) と関連しますが、会場を設けた形式に限定する必要はありません。
8	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (4) ①報告書 業務受託者は、報告書について過去の白書も参考に、平成 30 年 11 月 9 日までに原案を作成し、県と協議の上、平成 30 年 12 月 25 日までに確定すること。 また業務受託者は、1,500 部を両面カラー 4 色刷りで印刷し、平成 31 年 1 月 25 日までに納品すること
	(質問) 報告書のボリュームは何ページ程度のものを想定しているか。
	(回答) 現段階で具体的なページ数は確定できないが、過去の白書が目安となることが想定されます。
9	(該当箇所) 企画提案コンペ参加仕様書 3 企画提案コンペの参加要件 (1) 参加者資格 ・平成 27 年度以降に標本数 3,000 人以上の郵送法のアンケート調査・分析の業務を履行した実績を有する者であること。
	(質問) 標本数 3,000 人以上の標本数とはアンケートの発送数ではなく、回収数のことか。
	(回答) アンケートの発送数です。

(平成 30 年 3 月 1 9 日回答)

10	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (1) ④送付用封筒の作成 業務受託者は、保護者調査及び一般県民調査の送付用封筒について、上記 4 (1) ①に示した部数に学校や県の予備を含む部数を印刷すること。 (質問) 送付用封筒は (エ) 保護者調査分と (オ) 県民調査分の印刷内容は宛名以外は同じという認識でよいか。 (回答) 契約後調整しますが、県民調査が郵送であるのに対し、保護者調査は学校 (子ども) を通して渡すことを想定しており、宛名以外全く同じになるとは限りません。
11	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (1) ⑤返信用封筒の作成 業務受託者は、全ての調査の返信用封筒について、上記 4 (1) ①に示した部数に学校や県の予備を含む部数を印刷すること。なお、保護者調査と県民調査については、郵便事業会社の料金受取人払い制度に適合する封筒とする。 (質問) 返信用封筒は (ア) 小学 5 年生～ (オ) 県民調査分の印刷内容は全て同じか。 (回答) 返信の手法が異なることから、印刷内容は異なります。
12	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (1) ⑥調査票等の発送 子どもを対象とした調査と保護者調査については、業務受託者が調査の対象となる学校に、調査票、返信用封筒、学校が三重県へ郵送するための送り状等を梱包し、発送する。 (質問) (1) 各学校への梱包について、保護者調査分は送付用封筒がつくが、送付用封筒に調査票や返信用封筒をセットした状態にする必要があるか。それとも、例えば小学 5 年生の調査票・保護者の調査票・小学 5 年生と保護者の返信用封筒といったようにそれぞれ種類別で梱包してもよいか。 (2) 「学校が三重県へ郵送するための送り状等」とは、送り状の他に想定されているものはあるか。 (回答) (1) 現時点では確定できませんが、それぞれ種類別で梱包することを基本としつつ、保護者調査についてはセットした状態で送付する場合があります。いずれにしても学校の負担軽減と効率的な回収の観点から検討します。 (2) 現時点で想定しているものとして、例えば、学校の先生が円滑に子ども調査や保護者調査を実施できるような文書です。

13	(該当箇所) 業務委託仕様書 4 (1) ⑩ (エ) 過去の白書で実施した調査結果との経年比較
	(質問) 経年比較のためのデータは県から貸与されるのか。
	(回答) 貸与します。